（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二　法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるもの以外のものとする。

［一・二　略］

三　募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

［三の二～五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）
第一条の二　発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。	**第一条の二**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
一の二　募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集	一の二　募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集
［一の三～五　略］	［一の三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）
第二条　発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。	**第二条**　［同上］
［一・一の二　略］	［一・一の二　同上］
二　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集	二　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集
［二の二～六　略］	［二の二～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日の翌日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額の算定について適用し、施行日前に開始した募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額の算定については、なお従前の例による。